

お知らせ



桂川町独自の取組です

令和 7 年 4 月 から第 2 子以降の保育料を無償化します

問 子育て支援課 子育て支援係

☎ 65・0081

きょうだいの年齢にかかわらず、生計を同一しているこどものうち、最年長者を第 1 子、その下を第 2 子以降とカウントし、保育料を無償化します。

	対象施設	無償化の内容	手続き
認可 保育施設等	・認可保育所 ・認定こども園（保育部） ・小規模保育事業所 ・家庭的保育事業所 ・事業所内保育事業所	第 2 子以降のこどもが認可保育施設等を利用する場合の保育料が無償化されます。	原則、 手続きは不要
認可外 保育施設等	・認可外保育施設 ・企業主導型保育施設	第 2 子以降のこどもが、認可外保育施設等を利用する場合の保育料が無償化されます。 【月額上限額】 ・認可外保育施設 一時預かり（一般型） 42,000 円 ・企業主導型保育施設 0 歳児 37,100 円 1～2 歳児 37,000 円	保育の必要性の認定と、保育料の償還払について申請が必要です。 子育て支援課まで直接お問合せください。
幼稚園等	・幼稚園 ・認定こども園（幼稚園部）	第 2 子以降のこどもが、幼稚園等の満 3 歳児クラスで預かりを利用する場合の保育料が無償化されます。 【月額上限額】 16,300 円	

お知らせ



業務時間内の来庁が困難な方へ

マイナンバーカードの時間外申請・受取について

問 住民課 住民年金係

☎ 65・3301

業務時間に加え、下記表のとおりマイナンバーカードの時間外申請および受取の手続きを行います。ぜひご利用ください。なお、お越しの際は、免許証などの本人確認書類をご持参ください。

※ご高齢の方、障害のある方、入院・入所・自宅療養中の方など、役場への来庁が困難な場合は、住民課までご連絡ください。

	受付日	受付時間
4 月	（木曜日） 3 日、10 日、17 日、24 日	20 時 00 分まで
	（土曜日） 5 日	11 時 30 分まで
5 月	（木曜日） 1 日、8 日、15 日、22 日、29 日	20 時 00 分まで
	（土曜日） 24 日	11 時 30 分まで

